

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認千葉地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	24 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	14 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	30 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	18 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和58年2月から60年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から60年5月まで  
社会保険庁が管理する私の年金記録のうち、昭和58年2月から60年5月までの期間については、60年6月に再就職して、厚生年金保険に加入するまで継続して国民年金制度に加入し、国民年金保険料を納付してきたのだから、記録の訂正についてあつせんを求める。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、それほど苦しい生活状況ではなく、国民年金の加入を止める理由は無いと主張しているところ、申立人の夫は、昭和40年4月以降、39年間にわたり継続して同一企業に勤務し、経済的に安定していたものと考えられ、申立人が国民年金の資格を喪失する理由は見当たらず、申立人の主張に不自然さは見られない。

また、申立人は、申立期間後の昭和60年6月以降については、種別変更及び厚生年金から国民年金への切替手続を適正に行っている。

さらに、申立人は、申立期間を除き、国民年金の被保険者資格を取得した昭和49年5月以降、国民年金保険料をすべて納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年2月から同年3月までの期間及び50年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年2月から同年3月まで  
② 昭和50年1月から同年3月まで

私は、昭和44年6月に国民年金に任意加入して以来、保険料はすべて納付したはずであり、49年2月から同年3月までの期間が免除及び50年1月から3月までの期間が未納と記録されているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①は2か月、申立期間②は3か月の合計5か月と短期間であり、申立期間①及び②の前後の期間は納付済みとなっており、申立人は昭和44年6月に国民年金に任意加入以降、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付している。

また、社会保険事務所で保管する申立人の特殊台帳により、申立期間に近接する昭和48年度及び49年度の保険料を前納していることが確認できる上、A市に転入した昭和49年9月17日付けの同市の国民年金手帳の保管証があること、申立人の国民年金手帳の49年度検認台紙に「4-3 旧住所地で納付済み」と記載があることから、同市において申立期間の納付状況を前住所地の市区町村に確認したことがうかがえる。

さらに、昭和49年1月からの保険料改定に伴い、不足保険料額が生じていたにもかかわらず必要な納付書の交付等が行われず、申立人が申立期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月まで  
② 平成元年 4 月から同年 8 月まで

申立期間①の昭和 37 年 6 月から 40 年 3 月までの期間は、私の父は自宅で自営業をする傍ら自宅の一室を国民年金収納事務の事務所として貸しており、国民年金保険料の未納者に対して父自身も電話しており、他の家族は全員 36 年 4 月又は 20 歳から国民年金保険料を納付しているのに、私のみ 40 年 4 月からの納付記録になっているのは納得がいかないので記録の訂正を行ってほしい。また、申立期間②の平成元年 4 月から同年 8 月までの保険料は、1 か月 8,000 円ぐらいであり年度の途中からの未納であれば、納付を忘れたということも考えられるが、年度初めに自宅に一年分の納付書が届いていたはずで国民年金保険料を納付しないことはありえないので未納となっていることは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、昭和 40 年 4 月以降、申立期間②を除き、すべての国民年金保険料を納付済みであり、申立期間②は 5 か月と短期間である。

また、申立人は申立期間②の保険料は大体 8,000 円ぐらいであったと申述しており、当時の保険料額と一致している。

一方、申立期間①については、申立人と同居していた父、母、姉及び兄は保険料が納付済みとなっており、妹も 20 歳になった昭和 41 年\*月から納付済みとなっているが、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された 40 年 5 月 17 日の時点では、申立期間のうち 38 年 3 月以前の期間は時効に

より保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立期間①については、申立人自身は、保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(確定申告書、家計簿等)は存在しない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年4月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年7月から46年3月まで

私の夫の昭和45年7月から46年3月までの国民年金保険料は、46年3月にA市役所B出張所にて加入手続をし、C自治会にて納付したはずであり、未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年7月から60歳までの国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は9か月と短期間である上、申立期間後の昭和47年10月から平成8年2月までの期間は付加保険料を納付しているなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間のうち昭和45年7月から46年2月までの期間について未加入となっているが、当該期間は強制加入期間であり、申立人から提出された46年3月19日発行の国民年金手帳保管証に記載されているとおり、資格取得年月日は45年7月30日となるべきところ、申立人が所持している国民年金手帳の資格取得年月日は、昭和45年7月30日から誤った46年3月6日に訂正されており、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は、国民年金の加入手続を行った昭和46年3月の時点では、現年度保険料で納付することが可能な期間であり、納付していたものとするのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年1月から同年3月までの付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月から同年3月まで

私は、A区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和56年1月から同年3月までの期間の付加保険料については、現在のB銀行C支店の口座から口座振替で納付したはずであり、未納になっていることは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によれば、申立期間を含む昭和55年度の付加保険料の納付記録については、納付と未納が存在しており、本来、特殊台帳が存在する必要があるが、申立人の特殊台帳の存在は認められず、行政側の記録管理に不手際が認められる。

また、申立人は、昭和48年12月から第3号被保険者となる61年3月までの期間について、申立期間を除き、国民年金保険料は付加保険料を含めて、すべて納付済みであり、納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間は、3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の付加保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年1月から同年3月まで

昭和46年1月から同年3月までの国民年金保険料は、私が46年3月にA市役所B出張所にて加入手続をし、C自治会にて納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和46年1月から60歳までの国民年金加入期間について申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付し、口座振替を利用するなど、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は、国民年金の加入手続を行った昭和46年3月の時点では現年度保険料で納付することが可能な期間であり、納付していたものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年8月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月から51年3月まで

私は昭和50年8月から国民年金に加入し、国民年金保険料を3か月ごとに、夫の保険料とともに納付し、一部期間については付加保険料も納付している。申立期間の50年8月から51年3月までの期間、保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月ごろに払い出され、前後の任意加入者の国民年金被保険者資格取得日から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは51年11月以降であることが確認できるところ、その時点で、申立期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であり、A社会保険事務所によると、申立期間当時、過年度納付の勧奨を行っていたとしていること、申立人の夫が「納付時期、金額は不明であるが、申立人が保険料をある程度まとめて納付したことがあったと記憶している。」と証言していることを考え併せると保険料は納付されたものと考えられる。

また、申立期間は8か月と短期間である上、申立人は申立期間以降、保険料の未納期間が無くその妻とともに昭和52年4月から第3号被保険者となる前月の平成2年7月まで付加保険料を納付するなど、納付意欲が高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年3月

私は、国民年金に加入した昭和44年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて(448か月)納付していたはずだが、52年1月から同年3月までの期間が未納となっていた。保険料は私自身が、銀行や農協に出掛けて納付しており、忘れたことはないはずであり、申立期間について未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入以来、申立期間を除き、国民年金保険料をすべて納付している上、住所変更及び種別の変更手続も適切に行っており、申立人の国民年金に対する意識及び保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立期間の前後の期間について保険料が納付済みとなっており、申立人及びその家族の生活状況に特段の変化は認められないことなどから、申立期間のみが未納とされているのは、不自然である。

さらに、申立人の納付記録全体を見ると、領収書が保管されていたことから3回にわたり訂正されており、行政側において、申立人に係る納付記録の管理が適正に行われていなかったことがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から45年1月までの期間、同年4月から47年9月までの期間及び48年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月から45年1月まで  
② 昭和45年4月から47年9月まで  
③ 昭和48年3月から49年2月まで  
④ 昭和50年4月から52年3月まで

私は、国民年金への加入が遅れたため、加入したときに過去の保険料を特例納付した。役所から国民年金の保険料が未納になっているので納付してくださいと言われ、昭和54年5月10日ごろから、36年4月の第1回分を始め、何か月分ずつかまとめて納付してきた。役所の職員が自宅に集金に来たときは一度も断ったことは無く、未納とされている期間があるのは納付できない。年金手帳が4冊あるのでよく確認してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は、昭和54年4月ごろA町において、連番となっている申立人の妻と一緒に国民年金への加入手続を行っていることが推認できる上、申立人が所持する年金手帳の記録から36年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得していることが確認でき、特殊台帳の記録とも符合する。

また、申立人は、町役場から過去の未納分を納めるよう指導を受け、特例納付したと主張しているところ、申立人は国民年金に加入した昭和54年時点において44歳で、過年度納付可能期間を含めて60歳までに年金受給資格を充足するためには79か月不足するため、加入時に過去の未納分に

についての納付指導があったものと推認でき、申立人が所持する領収書及び特殊台帳の記録から、当時実施されていた第3回目の特例納付制度を利用して36年4月から43年10月までの91か月について特例納付していることが確認できる。

さらに、申立人の申立期間に係る記録については、厚生年金保険への加入期間が判明したことに伴い、平成12年4月20日に記録の追加が行われたことにより分断されたが、それまでは継続して未納となっていたと推認され、このことは、昭和54年1月以降に連番で手帳記号番号を取得した申立人の妻の未納記録とも符合する。

以上の調査結果を踏まえると、申立人の申立期間が未納となっていることについて関係資料には不自然さは認められない。

一方、申立人は、第3回特例納付において、昭和36年4月から43年10月までの期間(91か月)の保険料を納付しているが、当該期間のうち、36年4月から39年3月までの期間及び41年1月から42年3月までの期間(計51か月)は、別に払い出された2つの手帳記号番号による保険料の納付が確認されたため、平成19年12月7日に記録が統合され、重複期間の特例納付保険料が20年2月に還付されている。

しかしながら、申立人は、第3回特例納付において昭和36年4月から43年10月までの期間(91か月)を特例納付した記録となっているものの、当該期間のうち、重複納付期間とされた36年4月から39年3月までの期間及び41年1月から42年3月までの期間(計51か月)がすでに保険料が納付された期間であることから本来特例納付の対象期間ではなかったことを踏まえると、申立人は、当時、特例納付の対象期間であった43年11月から45年1月までの期間、同年4月から47年9月までの期間及び48年3月から同年8月までの期間(計51か月)の保険料を納付したものと考えるのが相当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年11月から45年1月までの期間、同年4月から47年9月までの期間及び48年3月から同年8月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から51年3月まで

私は昭和50年4月から51年3月までの国民年金保険料を、納めたはずであり、未納となっているのは、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月に国民年金に任意加入してから54年11月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間を除き、国民年金保険料を納付し続けている上、その間に4回の転居に伴う住所変更手続も行っており、年金制度への理解と納付意識が高かったものと認められる。

また、申立人に係る住民票の写しにより、申立人は、申立期間中の昭和50年7月にA区からB市に転居していることが確認できるが、申立期間（昭和50年度）の納付書は、それ以前にA区から申立人に送付されたと考えられる上、申立人の所持する領収証書により、申立人は、国民年金に任意加入後、申立期間直前の50年3月まで保険料をすべて納付期限内に納付していることが確認でき、申立期間後も厚生年金保険に加入するまで47か月間にわたって納付し続けていることから、12か月と短期である申立期間に係る保険料を納付しなかったとは考え難い。

さらに、申立人の夫は、申立期間の前後を通じて同一会社に勤務しており、申立期間において、生活状況に大きな変化は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月1日から46年5月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められることから、A社における資格取得日に係る記録を45年1月1日に、資格喪失日に係る記録を46年5月1日とし、申立期間の標準報酬月額を45年1月から同年9月までは160ドル、同年10月から46年4月までは270ドルとすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年6月1日から46年5月1日まで

平成20年5月に、B社会保険事務局に船員保険の加入期間を照会したところ、1977年当時の手帳に記載されている自らの乗船記録メモと相違があった。当時は、C船に乗船していたはずであり、船員保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する手帳には、「C船S.44年6月から46年4月D地」と申立人が申立期間にC船に乗船していた旨の記載があるところ、同手帳には、「E船S.46年10月から47年6月F地」とも記載されており、同期間は、申立人がE船に係る船員保険の被保険者となっていることが社会保険事務所の記録により確認できることから、同手帳の記載は<sup>しんびょう</sup>信憑性が高いものと認められる。

また、申立人が所持しているG地入域申請書の写しにより、申立人が44年6月当時「H（A社名のアルファベット表記）」の船員であった旨の記載があること及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてA社の船員であったことが認められる。

一方、A社は、「沖縄の厚生年金保険法」（1968年立法第136号）が施行された昭和44年7月1日（保険料の徴収は45年1月1日）から沖縄

の厚生年金保険の適用事業所となっているが、申立人の申立期間に係る被保険者記録は無い。

しかし、社会保険事務所の保管する当該事業所に係る医療保険厚生年金保険被保険者原票を調査したところ、医療保険の整理番号が\*番から\*番までの間に半数を大幅に超える欠番が認められる。

また、A社は、I業を営む会社であるにもかかわらず、残存する原票には船員である第3種被保険者が一人も確認できない。

さらに、上記についてJ社会保険事務所に照会したところ、「理由は不明である。」との回答であった。

加えて、当該事業所において社会保険事務を担当していた元従業員は、「申立期間当時、会社では船員を船員保険に加入させていた上、会社の景気が良かったので民間の任意保険にも加入させていたことを記憶している。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所におけるA社に係る被保険者記録の管理に不備があったと考えられ、申立人の船員保険記録の管理が適切に行われたとは認められず、申立人は、申立期間のうち、昭和45年1月1日から46年5月1日までの期間において、厚生年金保険の被保険者であったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立期間(23か月)の報酬が約400万円であったとする申立人の供述及び申立人に係るほかの期間の船員保険の標準報酬月額から、当時の最高額である昭和45年1月から同年9月までは160ドル、同年10月から46年4月までは270ドルとすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から7年3月31日まで

私の平成5年7月から7年2月までの標準報酬月額が、知らないうちに引き下げられている。標準報酬月額が訂正されていることについては全く心当たりが無いので、引き下げられた標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月6日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が5年7月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から7年2月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により取締役であったことが確認できるが、事業主は、「申立人は、一貫してB（業種）関係を担当しており、社会保険関係の手続には全く関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡<sup>そきゅう</sup>及訂正処理に関与していなかったと認められる。



これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成5年7月から6年10月までは53万円、同年11月から7年2月までは59万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から同年10月26日まで  
社会保険事務所の職員から、私の平成5年7月から同年9月までの標準報酬月額が8万円に引き下げられているとの説明を受けたが、納得できないので、標準報酬月額を正当なものに戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成6年1月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の同年4月5日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が5年7月から同年9月までの期間について26万円から8万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の履歴事項全部証明書により、役員でなかったことが確認できる上、平成5年10月25日には同社を退職していることが雇用保険の記録から確認できることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

さらに、社会保険庁の記録により、平成6年4月5日付けで、当該事業所の事業主を含む従業員25人全員について、それぞれの資格取得日時点に遡及して全被保険者期間の標準報酬月額が8万円に訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和45年11月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年10月25日から同年11月25日まで

私は、A社に継続して勤務していたが、厚生年金保険加入記録を確認したところ、申立期間が欠落していることを知った。欠落期間が生じることはあり得ないので、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された申立人の経歴表及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し（昭和45年11月に同社B事業所から同社C事業所へ異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和45年9月の社会保険事務所の記録から10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は「申立期間に係る年金受給額の損失を内規に基づき一時金で補償した。」と説明していることから、事業主が昭和45年10月25日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年10月分の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知は行ったものの、その後には納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 36 年 2 月 1 日まで

私は、自分の厚生年金保険の被保険者期間を確認したところ、A社に勤務していた申立期間は脱退手当金として支払われているとのことであったが、脱退手当金を請求したことも受け取った記憶も無いので納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の3回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金を請求した場合、4回の被保険者期間のうち、3回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

また、申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年4か月後の昭和37年5月23日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の氏名は変更処理がなされておらず旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は昭和37年5月23日に支給決定されたことを踏まえると、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は昭和36年7月に婚姻し改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年3月から同年9月までは36万円、同年10月から5年5月までは38万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から5年6月30日まで

社会保険事務所職員から、私の標準報酬月額が平成4年3月から同年6月までが32万円に、同年7月から5年5月までが19万円に遡及訂正<sup>そきゆう</sup>されている旨の説明があったが、当時は、35万円から40万円ぐらいの報酬であったので、この記録には納得できない。遡及訂正前の標準報酬月額に戻してもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成5年6月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その9か月後の6年3月7日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、4年3月から同年9月までの期間の36万円、及び同年10月から5年5月までの期間の38万円が、それぞれ32万円に遡及して訂正されている。さらに、その4か月後の6年7月6日付けで、4年7月から5年5月までの期間について32万円から19万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社では、名前だけの部長であったと述べており、当該事業所の商業登記簿においても役員としての記載は無い上、雇用保険の加入記録が確認できる。さらに、当時の役員等から当該訂正処理については不明であるとの供述があり、申立人が、当該標準報酬月額の訂正に関与していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年3月から同年9月までは36万円、同年10月から5年5月までは38万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支社における資格取得日に係る記録を昭和37年11月26日、資格喪失日に係る記録を38年7月20日とし、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月26日から38年7月20日まで  
私は、昭和37年11月26日にA社D工場から同社C支社に転勤し、38年7月20日に同社の系列会社であるE社に出向するまでの8か月間、同社C支社に勤務していた。この間、厚生年金保険料も控除されていたので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された永年勤続表彰状及び在籍証明書等から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和37年11月26日に同社D工場から同社C支社に異動し、38年7月20日に同社C支社から関連会社E社に出向）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和37年10月の社会保険事務所の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業

主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和 37 年 11 月から 38 年 6 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年11月30日まで  
社会保険事務所の職員から、私の平成7年11月から9年10月までの期間の標準報酬月額が9万8,000円に遡<sup>そきゆう</sup>及して減額されている旨説明された。

事業主から当該減額訂正について説明を受けた記憶が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年11月30日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁の記録により、同年12月5日付けで、申立人の当該事業所における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、7年11月から9年10月までの期間について59万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時取締役であったことが確認できるが、複数の取締役が「申立人は、厚生年金保険関係事務には全く関与していない。また、平成9年9月以後は全く入社しなかった。」と供述をしていることから、申立人は、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和44年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

私は昭和43年6月1日から同年12月31日までA社に勤務していた。12月分の厚生年金保険料を控除されたことを証明する給与明細があるので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和43年5月から同年12月までの給与明細書（その記載から、月末締め及び当月控除であることが推認できる。）により、申立人がA社に同年12月31日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年11月の社会保険事務所の記録から、4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和44年1月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを43年12月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成10年10月から11年9月までは22万円、同年10月から12年3月までは20万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年10月1日から12年4月1日まで

平成20年10月ごろに、社会保険事務所の職員から標準報酬月額が引下げられている可能性があるとの説明を受けた。A社に勤務していた当時、20万円くらいの給与をもらっていたので、標準報酬月額が11万円というのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成12年6月21日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約8か月後の13年2月6日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が10年10月から11年9月までの期間については22万円から、同年10月から12年3月までの期間については20万円から、それぞれ11万円に遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人が所持する平成10年10月分の給与明細書より、標準報酬月額22万円に相応する厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

さらに、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認でき、元事業主は、「申立人は、工場でB（部門名）を担当しており、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言している上、標準報酬月額の遡及訂正処理が行われた平成13年2月6日時点で、申立人は別の事業所に勤務していることから、標準報酬月額の遡及

訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成10年10月から11年9月までは22万円、同年10月から12年3月までは20万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を昭和63年10月から平成元年11月までは47万円、同年12月から6年9月までは53万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 18 日まで  
社会保険事務所で被保険者記録を確認したところ、A社に勤務していた昭和 63 年 10 月 1 日から平成 6 年 10 月 18 日までの標準報酬月額が著しく低い額となっていることがわかった。正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成7年1月18日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その半月後の同年2月3日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が昭和63年10月から平成元年11月までの期間については47万円から8万円に、同年12月から6年9月までの期間については53万円から8万円に、それぞれ遡<sup>そきゅう</sup>及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的な理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立期間当時は取締役であったことが確認できるが、当該事業所が適用事業所でなくなる前の平成6年9月19日に取締役を辞任し、同年10月18日に当該事業所における被保険者資格を喪失し、同日に別の会社で被保険者資格を取得している上、事業主の妻で社会保険事務担当者であった元取締役は、「申立人はB（部門名）の担当で社会保険事務にはかかわっていない。」と証言し、元従業員も「社会保険事務や給与計算等はすべて本社で行っており、工場にいた申立人は関与していなかった。」と証言していることから、申

立人が標準報酬月額の変及訂正に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、昭和 63 年 10 月から平成元年 11 月までは 47 万円、同年 12 月から 6 年 9 月までは 53 万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月1日から8年3月31日まで  
私は、平成7年9月1日から8年3月31日までA社で厚生年金保険に加入しており、その間の標準報酬月額が、30万円から9万8,000円に知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月4日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年9月から8年2月までの期間について30万円から9万8,000円に遡及<sup>そきゅう</sup>訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、当該事業所の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではなかったことが確認でき、元同僚が「申立人は、社会保険事務を含めた経理及び会社経営には関わっていない。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理には関与していないと認められる。

さらに、社会保険事務を担当していた上述の元同僚は、「申立期間においても、保険料を従来どおり控除していた。」と証言しており、申立人は遡及訂正前の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料を控除されていたと推認できる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円とすることが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和39年11月25日から41年2月25日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を39年11月25日に、資格喪失日に係る記録を41年2月25日とし、当該期間の標準報酬月額を39年11月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年9月までは3万9,000円、同年10月から41年1月までは4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月1日から41年2月25日まで

私は、ねんきん特別便の通知により、昭和39年9月1日から41年2月25日までA社に勤務した期間が厚生年金保険の被保険者期間となっていないことを知った。申立期間中は常勤し、厚生年金保険料を天引きされており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、昭和39年11月25日から41年3月8日までの期間、同一事業所に勤務していたことが確認でき、事業所名は不明であるが、事業所番号が示す区域にA社が存在したことが確認できることから、当該事業所における雇用保険の加入記録であると推認できる。

また、A社において、申立期間を含む期間に厚生年金保険の被保険者となっている複数の元同僚が、「申立人と同様に常勤職員であり、申立人と業務内容及び勤務形態も同じであった。また、常勤職員は皆、社会保険に加入していた。」と証言していることから判断すると、申立人は当該事業所に常勤職員として勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控



除されていたと推認できる。

一方、申立期間のうち、雇用保険の加入期間となっていない昭和 39 年 9 月 1 日から同年 11 月 25 日までの期間については、複数の同僚に 2 か月から 3 か月の試用期間があることから、申立人の当該期間においても試用期間であった可能性がうかがえ、ほかに厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、当該期間において申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、雇用保険の記録にある離職日は昭和 41 年 3 月 8 日であるが、申立人の離職日に係る記憶が同年 2 月 25 日であることから、申立期間のうち、39 年 11 月 25 日から 41 年 2 月 25 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、当該事業所における同年代の同僚の標準報酬月額の記録から、昭和 39 年 11 月から 40 年 4 月までは 3 万 6,000 円、同年 5 月から同年 9 月までは 3 万 9,000 円、同年 10 月から 41 年 1 月までは 4 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A 社が適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は所在不明のため確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 39 年 11 月から 41 年 1 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和32年11月1日から36年3月1日までの期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、当該期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年2月から同年10月21日まで  
② 昭和32年11月1日から36年3月1日まで

申立期間①については、私は、昭和31年2月からA社B工場に勤務したが、同社での厚生年金保険の資格取得日が同年10月21日となっていることに納得できない。また、申立期間②については、脱退手当金支給済みとされているが、C社を辞めたときに脱退手当金に関する説明は無く、厚生年金保険被保険者証を受け取った覚えも無く、自分自身で脱退手当金を申請した覚えは無いので、納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年3か月後の昭和37年6月8日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間②の前後の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が脱退手当金を請求した場合、これらの期間を失念するとは考え難い上、申立期間②の被保険者期間とその直後の被保険者期間は同一の厚生年金保険被保険者台帳記号番号で管理されていることから、当該期間が脱退手当金の計算の基礎となっていることは事務処理上不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、

申立期間②に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

2 申立期間①については、元同僚の証言により、申立人がA社B工場に勤務していたことは推認できる。

しかし、当該事業所で社会保険の事務を担当していた元同僚は、「採用当初は臨時社員で、試用期間があり、厚生年金保険の加入は何か月か経てからだったと思う。」と供述している上、申立人と同日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した元同僚3人は、当該事業所への入社時期について、いずれも被保険者資格取得日の4か月から7か月前だったと説明していることから、当時、当該事業所では、入社してから一定期間経過後に従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

このほか、申立人が申立期間①において厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月及び同年5月

社会保険事務所の記録では、昭和50年4月及び同年5月の国民年金の加入記録が存在しないが、私は、A市役所で加入手続し、B社会保険事務所から送られてきた納付書に現金を添えて市役所で納付していた。この直後に会社で働き始め、国民年金保険料の還付を受けたことを覚えているから、この期間、国民年金に加入していたのは間違いないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び申立人が所持している年金手帳に国民年金の記号番号の記載が無いことから、申立期間の国民年金保険料を納付する前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は払い出されておらず、申立期間は国民年金に未加入の期間で保険料の納付ができない期間であり、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時の保険料額、納付方法等についての記憶が明確ではなく、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、昭和37年7月ごろ、A区Bにあった区役所の出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を出入りしていた銀行の行員に依頼し、月掛けの預金7,000円と一緒に毎月納付していたのに申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年7月ごろ、A区の出張所で国民年金の加入手続をしたと主張しているところ、申立人が40年5月ごろまで居住していたA区での国民年金手帳記号番号の払出しは確認できるが、その払出日は39年11月以降であり、A区の被保険者名簿においては昭和36年度から39年度までの国民年金保険料の納付記録がなく、当該手帳記号番号が取り消されたことがうかがえる上、払出しの時点では少なくとも37年9月以前の期間は時効により保険料を納付できない期間である。なお、現在、申立人の基礎年金番号となっている手帳記号番号は、39年11月以降にC区へ払い出されており、申立人がC区に移住した40年6月以降に申立人に払い出されたものと考えられる。

また、申立人は、保険料を出入りしていた銀行の行員に依頼し、月掛けの預金7,000円と一緒に納付していたと申述しているが、A区で納付書方式により保険料を金融機関で納付することができるようになったのは昭和46年10月からであることが確認でき、申立期間の保険料の納付方法は印紙検認方式であったことからすれば、出入りの銀行員に依頼し納付していたとする申立内容は不自然である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家

計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から45年3月まで

私は、国民年金制度が発足した昭和36年4月から国民年金保険料を納付した。当時保険料は100円だった。具体的な時期ははっきりしないが、途中未納にした期間があった。「まとめて納付すればつながる、これが最後だから。」と説明され、妻が納付に行き全期間納付したはずなのに、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは社会保険庁及びA市の記録から昭和52年3月であることが確認でき、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付することはできない期間であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、申立人の納付状況に関する申立内容が曖昧であり、保険料の納付方法、納付時期等の特定が困難である。

さらに、社会保険庁が保管する申立人の国民年金被保険者台帳において、昭和45年4月から49年12月分の保険料を54年前後に8回に分割して特例納付したことが確認できるところ、申立人はこの特例納付により老齢年金の受給に必要な年数である25年を超える納付済期間26年4か月を確保したものと推認され、特例納付制度の主たる目的からすれば、申立人は昭和45年4月からの保険料を納付すれば受給権の確保は十分に達することができたと考えても特段不合理ではない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から46年6月まで  
昭和36年3月に私は24歳になり、その年から国民年金制度が始まり、その年の10月に大学生の長弟が20歳になったので、母が36年4月から私の分と同年10月から長弟の分の二人分の国民年金保険料を年払いで納付していた。母は忘れるといけなからと保険料の年払いを守っていた。申立期間の36年4月から46年6月までの保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の払出しは、社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿から昭和46年12月であることが確認でき、その時点で申立期間のうち44年9月以前は時効により国民年金保険料を納付することができない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

また、A市が保管する国民年金被保険者名簿にも申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる記録が見当たらず社会保険庁の記録とも一致している。

さらに、申立人は、国民年金保険の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたはずとする申立人の母は既に他界していることから証言を得ることはできず、保険料の納付状況等は不明である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から54年3月まで

私は高校卒業後、就職し厚生年金保険に加入していたが、退社するときに国民年金に切り替えるよう指導された。その後、申立期間は有限会社で働いていて、厚生年金保険に加入していなかったため国民年金保険料を納付し続けた。申立期間が未納となっていることには納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期から、申立人は、昭和57年10月ごろに加入手続をしたことが推認でき、社会保険事務所の保管する申立人に係る特殊台帳の記載により、同年4月1日にさかのぼって被保険者資格を取得したことが確認でき、申立期間に係る国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、それ以前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金に加入した昭和57年10月の時点で、申立期間は時効により保険料を納付することができない。

さらに、申立期間については、その前後の厚生年金保険加入期間が判明するまで、国民年金に加入できない期間として取り扱われ、厚生年金保険加入期間が判明したことで、平成4年7月24日に国民年金の強制加入期間として記録追加されたものである。

加えて、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 2 月から同年 3 月までの期間、平成 4 年 4 月から 6 年 3 月までの期間及び 9 年 10 月から 10 年 1 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 2 月から同年 3 月まで  
② 平成 4 年 4 月から 6 年 3 月まで  
③ 平成 9 年 10 月から 10 年 1 月まで

私は、A 市（現在は、B 市）に在住していた昭和 62 年 4 月に、両親と勤務先に勧められ、国民年金の加入手続をした。約 8 万円を母から借りて、学生時代を含めた過去の保険料を A 市役所の窓口で納付した。

また、平成 4 年 4 月に就職した事業所が厚生年金保険適用事業所でなかったため、C 区役所で国民年金加入の手続をし、同区役所窓口で保険料を納付した。

さらに、平成 9 年 10 月に D 区役所で国民年金の加入手続をしてからでないと国民健康保険に加入できないと言われ、国民年金の加入手続をし、保険料を毎月区役所窓口で納付した。

申立期間の年金記録が未加入とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、昭和 62 年 4 月に A 市役所で加入手続をしたと主張しているが、B 市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿により、同年 12 月 17 日に加入手続を行い、申立人が専門学校を卒業した同年 4 月 1 日にさかのぼって国民年金の被保険者資格を強制で取得したことが確認でき、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、申立期間①において学生であり、当時、学生は任意加入対象者であるため、申立人が加入手続を行ったと主張する昭和 62

年4月時点では、制度上、さかのぼって国民年金の被保険者資格を取得することはできない。

- 2 申立期間②及び③については、申立人は、平成元年4月に厚生年金保険に加入して国民年金被保険者資格を喪失後、16年12月22日に第3号被保険者該当届を提出するまで、厚生年金保険加入者として取り扱われていて、その後、19年9月に厚生年金保険と国民年金の記録が統合されたことで明らかになった国民年金の未加入期間であり、その時点では、時効により保険料を納付することはできない。

また、申立人が所持するオレンジ色調の年金手帳の国民年金の記録欄には、A市の押印とともに昭和62年4月1日から平成元年4月15日まで国民年金の強制加入者であった旨の記載があるのみで、申立人が申立期間②及び③において居住していたC区及びD区への住所変更の記載が無く、両区においても申立人の加入記録が確認できないことから、申立人が両区において国民年金への加入手続を行ったとは認め難い。

- 3 申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年1月から同年3月まで  
私の国民年金について、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料は、業務日誌に記載のあるとおり、同年2月13日に妻の分と一緒に金融機関で支払っており、申立期間が未納というのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、自営業を営み、「国民年金保険料も含め金銭の出し入れはすべて業務日誌に記載しており、申立期間の保険料は、平成元年2月13日に夫婦二人分を金融機関において納付した。」と主張しているところ、当該業務日誌には、昭和63年10月29日に「63年度国民年金6ヶ月分×2=92,400 払い込み」、平成元年2月13日に「国民年金3ヶ月×2=46,200 振込み」、2年1月9日に「国民年金 元年1年分2人分」と記載されている。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の妻は、昭和63年4月から同年9月までの保険料を同年10月に、同年10月から同年12月までを平成元年2月に、元年4月から2年3月までを2年1月に納付したことが確認でき、業務日誌の記載とそれぞれ符合していることから、保険料の納付年月日が把握できる期間はすべて夫婦同日に保険料を納付していることを踏まえると、申立人が元年2月13日に納付したのは、申立期間ではなく、昭和63年10月から同年12月までの保険料と推認できる。

また、申立期間の前後3年間の業務日誌を縦覧した結果、記載された保険料の納付年月日と納付金額は社会保険庁の記録とすべて符合し、記載漏れは無く、申立期間の保険料の納付を示す記載は確認できない。

このほか、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（確定申告書等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成元年1月から同年3月まで

私の国民年金について、平成元年1月から同年3月までの国民年金保険料は、夫がつけていた業務日誌に記載のあるとおり、同年2月13日に夫が自分の分と一緒に金融機関で支払っており、申立期間が未納というのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の夫は、自営業を営み、「国民年金保険料も含め金銭の出し入れはすべて業務日誌に記載しており、申立期間の保険料は、平成元年2月13日に夫婦二人分を金融機関において納付した。」と主張しているところ、当該業務日誌には、昭和63年10月29日に「63年度国民年金6ヶ月分×2=92,400 払い込み」、平成元年2月13日に「国民年金3ヶ月×2=46,200 振込み」、2年1月9日に「国民年金 元年1年分2人分」と記載されていることが確認できる。

しかし、社会保険庁のオンライン記録により、申立人は、昭和63年4月から同年9月までの保険料を同年10月に、同年10月から同年12月までを平成元年2月に、元年4月から2年3月までを2年1月に納付したことが確認でき、業務日誌の記載とそれぞれ符合していることから、申立人が元年2月13日に納付したのは、申立期間ではなく、昭和63年10月から同年12月までの保険料であると推認できる。

また、申立期間の前後3年間の業務日誌を縦覧した結果、記載された保険料の納付年月日と納付金額は社会保険庁の記録とすべて符合し、記載漏れは無く、申立期間の保険料の納付を示す記載は確認できない。

このほか、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（確

定申告書等)は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年2月から46年3月まで

私は、昭和45年に会社を退職し、独立して店を開業した。同年3月ごろに、妻が夫婦一緒に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料の納付も妻が担当していた。45年及び46年の確定申告書に記載があるように45年から保険料は納付していたはずで、私の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ごろに、夫婦一緒に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日が47年3月31日であることから、申立人夫婦は同日に国民年金の加入手続をしたものと推認でき、申立期間に係る個人別手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人が所持する昭和45年の確定申告書の控えにおいて、社会保険料控除を含む各種控除の欄には訂正箇所が多く見受けられ、未訂正のまま複数の額が記載されている欄もあることから45年の保険料納付の推認が困難である。

さらに、申立人が所持する昭和46年の確定申告書の控えにおいて、社会保険料控除を含む各種控除の欄に記載されている額の合計と控除合計欄に記載されている額が異なっていることから、当該申告書の計算に不備が認められ、46年の保険料納付の推認が困難である。

以上のことから、申立人が所持する昭和45年及び46年の確定申告書の控えをもって、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付したと推認

することはできない。

加えて、申立期間のうち、昭和45年5月から46年3月までの期間は、申立人の妻も未納（45年1月から同年4月までの間は厚生年金保険の被保険者）となっている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から46年3月まで

私の夫は昭和45年に独立して店を開業し、私も夫の事業を手伝うため、会社を退職した。同年3月ごろに、私が夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料も納付していた。昭和45年及び46年の確定申告書に記載があるように45年から保険料は納付していたはずで、私の年金記録が未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和45年3月ごろに、夫婦一緒に国民年金の加入手続きを行ったと主張しているが、申立人夫婦の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日が47年3月31日であることから、申立人夫婦は同日に国民年金の加入手続きをしたものと推認でき、申立期間に係る個人別手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出された事情はうかがえない。

また、申立人の夫から提出された昭和45年の確定申告書の控えにおいて、社会保険料控除を含む各種控除の欄には訂正箇所が多く見受けられ、未訂正のまま複数の額が記載されている欄もあることから45年の保険料納付の推認が困難である。

さらに、申立人の夫から提出された昭和46年の確定申告書の控えにおいて、社会保険料控除を含む各種控除の欄に記載されている額の合計と控除合計欄に記載されている額が異なっていることから、当該申告書の計算に不備が認められ、46年の保険料納付の推認が困難である。

以上のことから、申立人の夫から提出された昭和45年及び46年の確定申告書の控えをもって、申立人夫婦が申立期間の国民年金保険料を納付し

たと推認することはできない。

加えて、申立人の夫も申立期間は未納となっている上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月から54年3月まで  
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、昭和53年4月から54年3月までの国民年金と厚生年金保険の重複期間の国民年金保険料について、どのように還付したかわからないとの回答を受けた。昭和53年4月から54年3月までの納付した保険料を返してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する領収証書により、申立人が申立期間の国民年金保険料を昭和53年4月22日に一括して前納したことが確認できるが、申立人が所持する国民年金手帳の資格記録により、申立人が同年3月29日に国民年金の被保険者資格を喪失したことが確認でき、このことは、社会保険庁のオンライン記録において同日に厚生年金保険に加入していることとも符合し、同年3月及び申立期間（昭和53年度）の保険料の還付決議が同年6月26日に行われたとするA社会保険事務所が保管する還付・充当・死亡一時金等リストの記録とも符合する。

また、国民年金手帳の資格記録により、申立人は、昭和53年9月14日に国民年金の被保険者資格を強制で再取得したことが確認でき、その結果、申立人に対し同年9月以降の納付書が作成され、申立人は、再度保険料を納付し始めたものと推認できる上、申立人の厚生年金保険の被保険者資格喪失日が53年10月16日であることが判明し、国民年金の資格取得日が同日に訂正されたことに伴い、同年9月分の還付金が平成5年10月に申立人の口座に振り込まれていることが社会保険庁の記録で確認できる。

これら、国民年金加入期間と厚生年金保険加入期間との重複に伴う社会保険事務所における一連の事務処理に不自然さは無く、申立人に聴取して

も、申立期間に係る還付の請求及び還付金の受領をした記憶が無いというほかに還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料は還付されていないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から61年3月まで

私は、昭和48年に国民年金に任意加入してから国民年金保険料をずっと納めてきていたはずで、途中で国民年金をやめる手続をしたことはないので、57年4月から61年3月まで未加入とされているのは納得ができない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年3月に国民年金に任意加入して以来、途中で国民年金をやめる手続も61年4月に再加入する手続もした記憶が無いと主張しているが、社会保険庁のオンライン記録により、申立人の夫が51年9月に他界し、申立人が同月から遺族共済年金を受給していることが確認でき、61年4月の再加入については、国民年金法（昭和34年法律第141号）の改正により、それまで任意加入だった遺族共済年金の受給者について、61年4月から第1号被保険者として国民年金に強制加入することとなったことに伴い、申立人が同月に被保険者資格を強制で取得したものである。

また、申立人は、任意加入をやめる手続をしたことは無いと主張するのみで、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書の写等）も無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月から 61 年 3 月まで  
申立期間については、A社又はB社に正社員として勤務し、厚生年金保険に加入していたので、未加入となっていることには納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間において、B社又はA社に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によると、B社については、厚生年金保険被保険者一覧には整理番号の欠番が無く、申立人の氏名も無い。そして、A社については、厚生年金保険の適用事業所となった日は昭和 61 年 12 月 11 日であり、申立期間当時は、適用事業所とはなっていない。

また、社会保険庁のオンライン記録によると、B社は昭和 61 年 9 月 30 日、A社は 63 年 3 月 1 日にそれぞれ厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主等から、申立人の厚生年金保険の適用、厚生年金保険料の控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができず、同僚等からの供述も得られない。

さらに、申立人は、申立期間当時において、健康保険証をもらった覚えがないと供述している上、昭和 55 年 4 月以降、申立期間を含めて国民年金に加入し、56 年 10 月以降の国民年金保険料はすべて納付済みとなっている。

このほか、雇用保険の加入記録は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事

情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 6 月から 51 年 8 月まで

私は、昭和 50 年 6 月から 51 年 8 月まで A 市の B 社で勤務していたが、その期間の厚生年金保険加入記録が存在しない。私は、この会社に入社する前から国民年金に加入しており、厚生年金保険との重複があつて還付を受けた記憶もあり、この期間、厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時の業務内容等について具体的に述べていることから、申立人が申立期間において、A 市の B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、社会保険事務所の記録では、当該事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、電話帳及びインターネットの検索によっても、申立てに係る事業所の存在及び連絡先が確認できない上、申立人は当時の事業主及び同僚の連絡先を把握していないことから、厚生年金保険の適用等について、確認することができない。

さらに、雇用保険の加入記録においても、申立人が当該事業所に勤務していたとの記録は無く、このほか、申立人が申立期間において、事業主により厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 6 月 1 日まで  
私は、昭和 37 年 4 月から職員として採用される 38 年 6 月 1 日まで、  
臨時雇用員又は試用員としてA鉄道B局に勤務し、厚生年金保険に加入  
していたはずなので調べてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時勤務していたと主張するA鉄道の人事記録等の管理を継承しているC共済組合事務局（以下「共済組合」という。）が保管する申立人の職歴カードには、昭和 37 年 4 月 1 日から 38 年 5 月末日まで、申立人が臨時雇用員又は試用員としてA鉄道B局に勤務し、同年 6 月 1 日に職員となったことが記録されている。

しかしながら、共済組合は、臨時雇用員及び試用員がA鉄道共済の適用対象になっていないこと、並びに臨時雇用員及び試用員が厚生年金保険の適用対象となったのは、昭和 38 年 10 月 1 日からであること（「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」（昭和 38 年 9 月 7 日付けA鉄道通達）参照）を回答している上、申立人が勤務していたA鉄道B局が、厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 38 年 11 月 1 日である。

さらに、社会保険事務所が保管する、B局の厚生年金保険被保険者名簿上に、申立人の名前は記載されておらず、欠番も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 12 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年3月1日から同年9月6日まで

会社が二度の不渡りを出し、事実上の倒産状態になった後、社会保険事務所から呼び出され、標準報酬月額の遡<sup>そきゆう</sup>及訂正及び厚生年金保険の適用事業所でなくなる手続をするように指導され、それに従った。

私は、代表取締役社長であったが、年金額が増えるのであれば申し立てたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役として、同事業所に在職し、厚生年金保険の被保険者であったことが、本人の供述及び法人登記簿により確認できる上、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年9月6日より後の、同年9月25日付けで申立期間の標準報酬月額について、さかのぼって減額処理が行われていることが社会保険事務所の記録により確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所職員の指導に従い、当該手続を行ったことを認めている。

これらの事情を総合的に判断すると、当該事業所の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額処理に同意しながら、当該標準報酬月額の減額処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
私は、A 社（現在は、B 社）に昭和 45 年 4 月 1 日から 46 年 3 月 31 日まで勤務していたので、同社における厚生年金保険被保険者資格喪失日を 46 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 社から提出された従業員名簿において、申立人が昭和 46 年 3 月 30 日に依願退職していることが確認できる上、公共職業安定所が保管する雇用保険の記録による当該事業所における離職日も同日となっている。

また、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者台帳における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、昭和 46 年 3 月 31 日となっている。

一方、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 19 条において、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する」とされており、また、同法第 14 条において、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、46 年 3 月 31 日であり、同年 3 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

さらに、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、連絡の取れた一人は申立人のことを記憶しておらず、ほかに申立人が申立期間において A 社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成5年2月1日から8年4月1日までの期間、8年4月1日から10年3月23日までの期間及び13年2月1日から16年2月28日までの期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、平成10年3月23日から11年4月1日までの期間において、厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月1日から8年4月1日まで  
② 平成8年4月1日から10年3月23日まで  
③ 平成10年3月23日から11年4月1日まで  
④ 平成13年2月1日から16年2月28日まで

私の厚生年金保険の記録のうち、申立期間①、②及び④については、標準報酬月額が下がっており、申立期間③については、厚生年金保険の被保険者となっていないので、申立期間①、②及び④の標準報酬月額を元に戻し、申立期間③については厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間②については、A社は平成10年3月25日に、休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その前日の同年3月24日付けで、申立人の同社における厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、8年4月から同年11月までの期間については26万円から、同年12月から10年2月までの期間については36万円から、それぞれ20万円に<sup>そきゅう</sup>遡及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であることが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書（平成20年12月11日）において、申立期間において社会保険料の滞納があり、社会保険関係の手続については、おおむね自分が行っていたと回答している上、社会保険事務所では「標準報酬月額 of 訂正処理を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と説明していることを踏まえると、代表取締役である申立人が当該標準報酬の訂正の届出に関与していなかったとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

- 2 申立期間①及び④については、申立人は、標準報酬月額の相違を申し立てているが、社会保険庁のオンライン記録によると、当該期間の標準報酬月額については、それぞれ平成5年2月及び13年2月に月額変更処理が行われており、遡及訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見当たらない。

また、当該事業所には、賃金台帳等の関連資料は既に無く、申立人も給与明細書等の資料を保持していない。

さらに、申立人は、上述のとおり、A社の代表取締役である上、「社会保険事務についてはおおむね自分が行っていた。」と回答していることから、「厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律」（平成19年法律第131号）第1条第1項ただし書に規定する事業主が保険料納付義務を履行していないことを知り又は知り得る状態であったと認められ、同法に基づく記録訂正の対象とはならず、申立人の申立期間①及び④に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

- 3 申立期間③については、当該事業所は、平成10年3月25日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなり、その後の11年4月1日に再度適用事業所となっているところ、申立人は、当該事業所が適用事業所でなくなった2日前の10年3月23日に被保険者資格を喪失し、再び適用事業所となった11年4月1日に再度資格取得している。

一方、申立人と同様の被保険者記録となっている者6名を抽出調査した結果、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を喪失している期間にお

いて国民年金に加入し、そのうち、2名は一部期間の国民年金保険料を納付し、4名は全期間納付していることが確認できることから、上記6名は、厚生年金保険に加入していないことを認識していたものと推認でき、当該事業所の代表取締役であった申立人も同様の認識であったと考えるのが自然である。

また、事業所には、賃金台帳等の関連資料は既に無く、申立人も給与明細書等の資料を保持していない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 4 月から 46 年 2 月まで  
② 昭和 47 年 10 月から 48 年 10 月まで

私は、中学校の紹介で、卒業直後の昭和 45 年 4 月から 46 年 9 月までの間、A 事業所に勤務していたが、45 年 4 月から 46 年 2 月までの期間については、厚生年金保険被保険者期間とは認められないとの回答を B 社会保険事務所より受けた。また、C 事業所に勤務した 47 年 10 月から 48 年 10 月までの期間についても厚生年金保険被保険者期間とは認められないとの回答を B 社会保険事務所より受けたが、納得がいかないので、再調査をお願いしたい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、事業主及び D 市立 E 中学校の教頭の供述から申立人が申立期間①において A 事業所に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人が、自分と同様に中学校卒業直後に A 事業所に入社したとして名前を挙げた同僚（先輩）は、昭和 40 年 4 月に入社したと供述しているが、社会保険庁の記録では、41 年 8 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているところ、当該同僚は、入社から 16 か月後に資格取得するまでの期間について、給与から厚生年金保険料を控除されていたかどうかについては不明であると述べている。

また、事業主は、申立期間①当時の社会保険等の関係資料が無いため、申立人の雇用関係及び保険料控除の実態は不明と回答している

申立期間②については、事業主の供述から、申立人が申立期間②において C 事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録では、C事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない上、事業主は、申立人の給与から厚生年金保険料を控除したことは無いと述べている。

また、現在もC事業所に勤務している申立人の申立期間②当時の同僚は、当該事業所に入社直後に、国民年金に加入し国民年金保険料を納付していると述べているところ、社会保険庁の記録から、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年2月1日まで  
私は、昭和19年4月10日にA社B工場（現在は、C社）に入社し、平成2年3月21日に退社するまで同社で継続して勤務し、その間、終始厚生年金保険に加入していたと確信しているが、昭和21年4月1日から22年2月1日までの期間が欠落していることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

C社発行の在籍証明書及び「平成2年分退職所得の源泉徴収票」並びに同僚2人の具体的な供述により、申立人が申立期間において、A社B工場に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、C社は、「在籍証明書の内容については労働契約書（昭和23年6月8日付けB工場長と申立人との間で締結）に基づき作成した。その労働契約書の作成根拠についての記録が保存されていないため判然としないが、22年9月の労働基準法施行に対処したものと想定される。しかし、申立人の申立てどおりの資格取得に関する届出を行ったか、申立期間に係る厚生年金保険料を納付したかについては、いずれも保存資料が無いため不明である。」と回答している。

また、社会保険事務所が保管するA社B工場の厚生年金保険被保険者名簿を確認したところ、申立人の健康保険整理番号は、昭和19年4月10日、22年2月1日及び同年11月1日の資格取得時において、各々付番されている上、当該事業所の当該名簿の申立人が記載されているページの前後5ページに記載されている被保険者の資格記録を確認したところ、19年中に資格を取得している165人中、申立人を含む117人が21年4月1日に資格を喪失している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が申立人の給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 9 月 12 日から同年 11 月 1 日まで  
私は、昭和60年9月12日から61年7月1日までA社B支店に正社員として勤務したが、C社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間照会をしたところ、同社における厚生年金保険の加入期間が60年11月からとなっているので、入社した同年9月からに訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B支店の事業所照会回答書により、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことが認められる。

しかし、事業主は申立人について、昭和60年9月12日にD（職種名）として入社し約2か月間の社内研修期間を経て同年11月1日に正採用と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得したと回答しているところ、当該事業所が保管する社会保険被保険者台帳により、申立人が同日に厚生年金保険に加入していることが確認できる上、当該記録は社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者原票の申立人の記録と一致する。

また、申立人と同時期にD（職種名）で入社した3人の女性職員の厚生年金保険の加入状況を社会保険庁の記録により確認したところ、申立人と同日の昭和60年11月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立期間において、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料等はない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月ごろまで  
私は、昭和 57 年 10 月から 60 年 6 月ごろまで、A（地名）にある B 社（現在は、C 社）に入社し、健康保険料と厚生年金保険料を給与から控除されていたので、厚生年金保険加入期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び同僚等の供述から、申立人が B 社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立期間当時の複数の同僚及び事務職員であった当時の事業主の妻の供述からは、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することはできない。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は、昭和 59 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、同日付けで厚生年金保険に加入している 29 人の被保険者が確認できるが、その中に申立人の氏名は無い上、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、申立期間当時の事業主の妻及び申立期間当時の社会保険の関係事務を受託していた社会保険労務士は、昭和 59 年 12 月 1 日に当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった際、社員全員を被保険者としたはずであると述べており、当該社会保険労務士は、当時申立人が当該事業所に在籍していたことを記憶していない。

加えて、当該事業所の事業主は、当時の資料が無いため申立人の勤務期間及び厚生年金保険に係る届出等については不明と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年11月から31年6月まで

私は、昭和30年11月から31年6月までの間、A事業所の下請け業者のB事業所に勤務し、C関係の工事に携わっていた。この期間は厚生年金保険被保険者となっていたと考えていたが、被保険者となっていないことに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和30年11月から31年6月までの期間において勤務していたと主張するB事業所は、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の適用事業所として確認できない上、申立人がB事業所の所在地及び事業主の氏名を記憶していないため、その所在を確認することができない。

また、A事業所D支店E部は、昭和28年から31年ごろまで当該事業所がC関係の工事に携わったことは確認できるものの、B事業所の所在については不明と回答している。

さらに、社会保険事務所の記録によれば、A事業所D支店の厚生年金保険の適用年月日は、昭和45年11月11日であることから、仮に申立人が当該事業所に採用されていたとしても、申立期間は、適用事業所ではない期間である上、申立人は、同僚の名前を記憶していないため勤務実態等に関する供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年5月1日から37年9月30日ごろまで  
社会保険庁の記録では、A社の資格喪失年月日が昭和36年5月1日とされているが、実際には私は同日付けでB（地名）の本店からC（地名）に新規開店したD支店へ転勤になり、37年9月30日ごろまで継続して勤務していた。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のA社D支店の所在地、業務内容、取引先等を具体的に記憶していることから判断すると、申立人が、当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社D支店は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は確認できない上、申立人は、当時の従業員は3人だったと説明していることから、当該事業所は、当時の厚生年金保険の強制適用事業所に該当していなかったと推認できる。

また、申立人が一緒にA社D支店に転勤したと説明している元同僚は、申立期間において国民年金に加入している。

さらに、社会保険事務所の保管するA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が昭和36年5月1日に資格喪失したことが記載され、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

加えて、A社の現在の事業主は、申立期間当時の事業主は既に他界し、同社D支店は平成5年6月に閉店していることから、申立期間当時の申立人の勤務実態、保険料控除及び届出の状況等については不明と回答している、このほか申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる



関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月 21 日から平成 15 年 11 月 24 日まで  
私は、昭和 60 年 4 月 21 日から平成 15 年 11 月 24 日まで、A事業所に勤務していたが、同社が社会保険の適用事業所でなかったため、本店であるB事業所において厚生年金保険に加入していた。

この間は、月収 50 万円以上の収入があったはずなのに、平成 20 年に社会保険事務所で年金記録を照会したところ、標準報酬月額が低い金額になっていたため納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する申立期間の一部に係る給与明細書上の保険料控除額を基に算定した標準報酬月額は、社会保険庁の記録する標準報酬月額よりも低い額となっているため、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

なお、申立人の厚生年金保険の届出の事務手続を行っていた、B事業所は、A事業所の事業主に依頼され、申立人の届出の事務手続のみ行っていたと回答しており、関係資料については不明又は廃棄したとしている。

また、A事業所については、平成 15 年 11 月 23 日に廃業していることから、申立人が主張する保険料控除を確認できる資料及び、供述は得られない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 4 月 1 日から 15 年 1 月 30 日まで  
社会保険庁の記録によると、申立期間の標準報酬月額は 9 万 8,000 円とされているが、当時の報酬額（約 100 万円）に見合ったものとなっていないので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 15 年 1 月 30 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年 1 月 31 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が、13 年 4 月から同年 6 月までの期間については 98 万円から、同年 7 月から 14 年 4 月までの期間については 71 万円から、同年 5 月から同年 11 月までの期間については 22 万円から、それぞれ 9 万 8,000 円に遡及訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、当該事業所の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の共同代表取締役であったことが確認でき、もう一人の共同代表取締役及び元従業員は、申立人が社会保険関係の手続を行っていたと説明している上、社会保険事務所の保管する滞納処分票により、申立人は、平成 13 年 7 月から 15 年 1 月までの期間に、複数回社会保険事務所において当該事業所の滞納保険料について面談し、標準報酬月額の遡及訂正について話合いをしていることが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、A社の共同代表取締役である申立人が、自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認

めることはできない。

一方、平成 14 年 12 月の標準報酬月額が 22 万円から 9 万 8,000 円への変更は、社会保険庁のオンライン記録により、同年 12 月 24 日付けで報酬月額変更処理が行われたものであり、共同代表取締役である申立人が当該手続を承知していなかったとは認め難いことから、当該期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 2 日まで  
昭和 22 年 4 月 1 日から 23 年 6 月 1 日まで、A 県 B 郡 C 町（現在は、D 市）の E 事業所に掘削工として勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無いので、訂正願いたい。

## 第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の記録によると、申立期間当時、E 事業所という事業所名で A 県 C 町に所存する厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、F 法務局 G 支局においても当該事業所の所在を確認することができない。

また、C 町 H 記念館の記録では、当時、同町には I 事業所が所有していた J 炭鉱と K 炭鉱の 2 か所の炭鉱の記録しかないとしており、申立期間中、厚生年金保険の適用事業所として記録があるのは I 事業所 L 支店だけであることから、同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、申立人の記録は確認できなかった。

さらに、申立人が記憶する元同僚は既に他界しており、ほかに申立期間における申立人の勤務実態について証言を得られる者は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年から 40 年まで

私は、昭和 38 年から 40 年まで A 区の B 社に勤めていたが、厚生年金保険の記録が無いので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた B 社の事業主及び上司は、社会保険庁のオンライン記録において厚生年金保険に加入していることが確認でき、申立人は当該事業所の所在地や業務内容を詳細に記憶していることから、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、申立期間を含め昭和 36 年 4 月 1 日から 40 年 5 月 6 日まで、国民年金に加入し、当該期間の国民年金保険料を納付済みであり、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無く、申立人の名前も無い。

なお、当該事業所は、「申立期間当時の書類は破棄していて申立てに係る事実関係は不明。」と回答している上、申立期間当時の事業主及び元同僚も連絡先が不明であり、ほかに申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 36 年 10 月 17 日まで  
私は、A社の倒産により、同社の同僚を代表者として、昭和35年1月、B市にC、D、E又はFという社名の会社を設立し、36年10月まで作業を行っており、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、申立期間の加入記録が無いのは納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B市にあったC又はこれに類似する事業所名の会社に勤務したと主張しているが、社会保険事務所の記録により、申立人の主張する事業所名は、同市内に所在する厚生年金保険の適用事業所としては確認できない上、同市を所管するH地方法務局I支局は、申立人の主張する事業所名は、管内での登記は見当たらないと回答しており、当該事業所の所在が確認できない。

また、申立人は、当該事業所の設立当時の従業員数は4名であったと説明しており、当時の厚生年金保険の強制適用事業所の要件に該当していなかったと推認できる。

さらに、申立人は、「当該事業所の前に勤務していたA社の同僚2名と当該事業所を設立した。」と供述しているが、当該同僚2名については連絡が取れず、当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 20 日から 33 年 8 月 1 日まで  
私は、A社にアルバイトとして入社したが、申立期間において、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

元同僚及び元取締役の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できる。

しかし、申立人は、学生アルバイトとしてA社に入社したと供述しているところ、当該事業所の元取締役は、「アルバイトは厚生年金保険に加入させていなかったと思う。」と回答している上、申立人が同僚として名前を挙げた学生アルバイト3人についても、当該事業所における厚生年金保険の加入記録が無いことから、当該事業所においては、申立期間当時、アルバイトについては厚生年金保険に加入させない取扱いをしていたものと推認できる。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の氏名は無い。

さらに、当該事業所は、昭和 62 年 3 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に他界し、関係資料（人事記録、賃金台帳等）も無く、申立期間当時の勤務実態が不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、



申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。